

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第6回]

議事録

令和3年3月11日(木)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年3月11日(木)  
10時00分～10時50分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員14名)

(公益委員)  
伊藤 吉明 委員  
コーエンズ久美子 委員  
村山 永 委員  
山上 朗 委員

(労側委員)  
柏木 実 委員  
金子 浩 委員  
蒲原 清天 委員  
高橋 英樹 委員  
長瀬 久子 委員

(使側委員)  
岩田 雅史 委員  
太田 宏明 委員  
加藤 祐悦 委員  
丹 哲人 委員  
原田 雅人 委員

【欠席委員】(公益委員) 阿部 未央 委員

(山形労働局) 局 長 河西 直人

(事務局) 労働基準部長 中井 正和  
賃金室長 阿部 浩志  
賃金室長補佐 滝川 純子  
賃金指導官 中里 康浩

4 議 事

- (1) 令和3年度 特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明について
- (2) 次年度の山形地方最低賃金審議会開催日程について

5 そ の 他

6 閉 会

## 令和2年度 第6回 山形地方最低賃金審議会

【R3. 3. 11】

- 会 長       ただ今から、第6回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。  
              本日は、年度末のお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。  
はじめに、本日の出席者及び本日の審議会の公開等について事務局から報告を  
              お願いいたします。
- 賃金室長       本日は公益の阿部委員が欠席となっておりますが、14名の出席であり審議  
              会開催の定足数を満たし会議が有効に成立していることをご報告いたします。  
              また、本日の審議会は原則公開することになっておりましたので、審議会の  
              公開につきまして、去る2月19日より3月5日まで傍聴申込みの公示を行っ  
              た結果、2名の方から申込みがございました。また、報道機関からも1社の申  
              込みがありました。傍聴席にいらっしゃいますので報告いたします。  
              なお、カメラ撮影は頭取を許可しておりますので併せて報告いたします。
- 会 長        本日の議事録署名ですが、労側は柏木委員、使側は丹委員にお願いいたしま  
              す。
- 会 長        審議会の開催にあたり局長からご挨拶をいただきます。
- 局 長        皆様方には、日頃から最低賃金行政の運営に対しまして、ご支援とご協力を  
              賜り誠にありがとうございます。年度末のお忙しい中、この審議会にご出席い  
              ただきました委員の皆様には、前年度と今年度2年の任期ということで委員に  
              ご就任いただいております。そのため、本日の審議会ですけれども本年度最終  
              であるとともに、今期最後の審議会になるものでございます。委員の皆様の2  
              年間のご協力、ご尽力に対しまして重ねて感謝を申し上げたいと思います。  
              この一年を振り返りますと、新型コロナの影響ということで中央からの目安  
              額が示されないというような例年にない状況での審議となりました。そうした  
              中、昨年7月の第1回本審以来、本審に関しては6回、それから、地域最賃専  
              門部会が6回、特定最賃専門部会は延べ16回ということで、合わせて28回  
              もの調査、審議を重ねていただいたということでもあります。  
              そして、山形県の最低賃金に関しましては3円の引上げ、また特定最低賃金  
              についても全業種に関して全会一致での答申をいただいたということござ  
              います。  
              山上会長をはじめ公益委員の皆様、また労働者側委員、使用者側委員の皆  
              様の真摯なご審議の賜と深く感謝を申し上げます。  
              本日の審議会では、令和3年度の特定最賃の金額改正に係る意向表明と、次  
              年度の審議会開催日程等についてお諮りをしたいと考えております。どうぞよ  
              ろしくお願いいたします。

会 長 次に、本日の配布資料について事務局からの説明をお願いします。

賃金室長 (資料No.1、(2～4除き)、5～9について説明)

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(質問なし)

会 長 ないようですので、最初の議題に入ります。令和3年度特定(産業別)最低賃金の改正に関する申出の意向表明について、労側からの説明をお願いいたします。

柏木委員 はい、柏木です。資料8ページの資料No.2-1でございます。

令和3年度の特定最低賃金の金額改正に係る申出の意向表明についてですが、この資料にありますとおり、2月12日に山形労働局長あて山形県一般産業用機械・装置等製造業最低賃金、そして山形県電気機械器具等製造業最低賃金、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金、及び山形県自動車整備業最低賃金の4業種につきまして意向表明を提出させていただいております。山形県の基幹的産業にふさわしい適正な特定最賃を確保することにより、高いレベルでの公正競争が担保され、山形県経済の好循環に繋がるような取組を行ってまいりたいと考えております。意向表明した4業種につきましては、7月中旬までに3分の1以上の合意を得た申出書を提出させていただきますので、公益側委員、使用者側委員の皆様のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

なお、自動車整備業につきましてですが、道路運送車両法が改正されて電子制御装置整備だけを行う事業所を含めて、自動車分解整備業という名称から自動車特定整備業に変更されたということでもありますけれども、今回の意向表明ではこれまでどおりの範囲としていますのでご承知おきください。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。ただ今労側からご説明がありましたが、使側から何か質問等ございましたらお願いします。

丹 委 員 承っておきます。

会 長 ありがとうございます。それではこれに関連しまして、特定(産業別)最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 (資料No.3について説明)

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等はございま

せんでしょうか。

(質問なし)

会長 よろしいでしょうか。ただ今お聞きのように、労側から特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最賃の審議が行われるんだという心構えをお願いしたいと思います。

また、事務局においても、特定最賃の審議が行われることを前提に準備をお願いいたします。

次に、事務局から次年度の審議会開催予定について、現時点での大まかな流れについての提案をお願いします。

賃金室長 次年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。

本年度、山形地方最低賃金審議会は、第1回本審を7月2日に開催し地域最賃に係る諮問を行い、8月7日に答申をいただき10月3日に発効とさせていただきました。ご協力ありがとうございました。次年度におきましても、おおまかな日程は昨年度と同じでございます。素案ということで提案させていただきます。

13ページ資料No.4-1をご覧くださいと思います。この内、本審の部分をご覧ください。丸数字は開催回数でございます。来年度はオリンピック開催の関係もありまして、中央の審議会の日程も例年と少し変わる可能性も考えられますが、賃金改定状況調査を実施して第4表などを取りまとめるための期間ですとか、全国的に10月上旬には発効させているということなどもございますので、若し変わるとしましても1週間ですとか、10日程度前倒しになるくらいだろうと思われまます。このため、中央の動きが見えてきたようなところで調整をお願いすることといたしまして、とりあえず例年のベースとして提案させていただきました。それでまいりますと、7月上旬に第1回の本審を行いまして、局長より最賃の改正諮問をさせていただきます。7月下旬に第2回本審を行い、参考人意見聴取と目安伝達を行います。なお、本審は原則公開とされておりますが、参考人意見書聴取だけは非公開とされてきたところがございます。

次のページの資料No.4-2①をご覧ください。令和3年はオリンピックのため祝日の設定が特別になっておりまして、8月6日までに答申をいただかない場合は、その後土日を含め3日間の休日が入り、10日まで飛ぶこととなります。発効日を以前のように10月1日とするか、今年度のようにそれに拘らないことにするか、ということがまず前提にございますが、とりあえず広く10月上旬のうちとした場合、13日までに答申をお願いすることになるという一覧表になっております。それまでに第3回本審を行って地域最賃の答申をいただきたいと思ひます。そして、8月のうちに第4回本審を行い、異議申出があ

れば異議審を行います。

資料戻っていただきまして、資料No.4-1でございます。特定最賃に関しましては、第3回の本審で地域最賃の答申をいただきました後に特定最賃の必要性の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたします。第4回本審でも審議を行います、必要性が認められれば必要性ありの答申をいただき、直ぐに改正諮問をさせていただきます。

15ページ資料No.4-2②をご覧ください。例年と同様に12月25日に発効させるには10月26日までに第5回本審を行い、特定最賃の答申をいただくことになります。また、年度の最後は3月中旬に第6回本審を行い、本日同様、特賃の意向表明を行っていただきます。

次に、地域最賃の専門部会でございます。資料No.4-1をご覧ください。今年度と同様に、中央最低賃金審議会の目安答申は7月下旬にあるものと考えて、その前後頃に第1回専門部会を行い、部会長、部会長代理の選出をしていただく。その後、第3回本審までの間に予備日を含めまして、これまでどおり計6日の日程を確保するという案としております。

来年度、専門部会委員になられる予定の委員の方には、大変お忙しいとは存じますが7月下旬からお盆頃までの間、なんとか予定を空けておいてくださいますようお願いいたします。

また、資料No.4-1の特定最賃の専門部会でございますが、9月下旬に合同で第1回専門部会を行い部会長、部会長代理の選出を行います。その後、各部会ごとに予備日を含め3回の部会を開催し、10月26日までの間に行われる第5回本審で答申をいただくという案になっております。

以上でございます。

会 長            ありがとうございます。それでは、結論的に言うと次年度においても今年度と同じということで素案という段階のものでありますが、この提案に関して何か意見があればお願いいたします。

柏木委員        地域別最低賃金の発効日が今年度は10月3日になってしまったんですけども、これまで毎年10月1日の発効を目指して審議してきました。今年度は、前年度が非常にタイトなスケジュール日程のために、ちょっと空けようということで労側もそれに基づいて了承しながら日程を組んだというふうに覚えております。今年度はオリンピックがあつたりして前倒しになるかと思うんですけども、是非とも10月1日を目指すような感じで日程調整の方をご尽力いただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

丹 委 員        使側は、今年度申し上げましたけれども、10月1日に拘らずにじっくり審議をしたいと思っております。タイトな日程でなければ無理なく審議できる日程を組むことができるかと思いますが、あまり10月1日に拘るのは意味がないというのが、例えば使側の団体で全国的な流れでなっている背景もありますし、そこはちょっと労側と考えが違うことをお伝えしたいと思っております。

会 長           なかなか難しいところではありますが、ここでどっちと決めるわけにもいかな  
いと思いますので、事務局の方は今のご意見を踏まえつつ状況を見ながら、皆  
さんにお諮りして日程を詰めていくという方針でお願いいたします。  
事務局としては今のご意見を承ったということですのでよろしいでしょうか。

賃金室長       はい。ご意見を踏まえて進めたいと思います。

会 長           それでは、次の議題に移りたいと思います。その他ということですが、審議  
会運営規程の改定について事務局から提案が出ておりますので、事務局から説  
明をお願いします。

賃金室長       机上配布の資料としまして、審議会運営規程の(案)をお配りさせていただい  
ております。これにつきまして提案をさせていただきます。

改定の内容としましては、第8条第2項の最後のところに下線を引いてござ  
います「及び会議の資料」というところではありますが、この「及び会議の資料」  
を新に加えたいというものでございます。これの目的としましては、当審議会  
の情報公開を推進するための制度の整備ということでございます。

この改定を必要とする理由について申し上げます。運営規程の条文をご覧  
いただきますと、第7条第1項は「会議は原則として公開とする。ただし、公開  
することにより個人情報の保護のため等々の所定の事由がある場合には、会議  
を非公開にすることができる」としております。これによりまして、当審議会  
の本審会議の大部分は公開されておまして、本審第2回の第1部の労使の参  
考人からの意見聴取だけが非公開ということで運用されております。

また、第8条第1項におきましては、「会議の議事については議事録を作成す  
る」としておまして、また、第8条第2項におきましては「議事録及び会議  
の資料は原則として公開とする。ただし、個人情報の保護ですとか先ほどと同  
様の事由がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる」  
としております。

さらに、第8条第3項におきましては「議事録を非公開とする場合には議事  
要旨を作成して公開する」としております。つまり、会議が公開のもの、非公  
開のものどちらの場合におきましても、会議についてはとにかく議事録を作成  
することになっているものでございます。その上で、公開の会議につきましては  
議事録を公開する。また、非公開の会議につきましては、会議が非公開であ  
れば議事録も大抵非公開になることになるわけでございますが、非公開の会議  
につきましては議事録を作成する他に議事要旨も作成して、その議事要旨の方  
を公開するという仕組みになっているものでございます。

しかしながら、議事録等の作成、公開につきまして、これまで山形労働局で  
の状況をご説明いたしますと、議事録につきましては間違いなく作成してきて  
おりましたが、非公開の会議につきましては議事要旨は必ずしも作成はして  
おりませんでした。

さらに、公開という面におきましては、作成した議事録についても一般の方にも見られる「公開」といえる状態にはして来なかったという状況でありました。これまで規程と異なる運用をしてしまっておりまして申し訳ございませんでした。

これを今後は、議事録と議事要旨につきまして、労働局のホームページに掲載することによりまして一般に公開し、規程に沿った運用としたいと考えております。

また、会議の資料についてでございますが、第8条第2項によりまして「議事録及び会議の資料は原則として公開とする」とされておりますが、その後の但書の最後のところではこれまでの条文ですと「議事録の一部又は全部を非公開とできる」としてありますが、資料につきましては、条文のはじめで「議事録及び会議の資料は」ということで触れておきながら、その後の部分におきましては、下線の部分の記載がなくて何も言っていないという日本語の文章としておかしい書き方になっております。

このため、会議の資料につきましても、議事録と同様に所定の事由がある場合には一部又は全部を非公開にできるというように現在の規程上も解釈できるものでございますが、このことを文面上も明確にするために、下線部分のとおりに「会議の資料」と入れることにしたいというのが今回の案です。

なお、山形地方労働審議会の運営規程におきましても、この改定案と同じ書き振りにによりまして、会議資料が非公開の対象として明記されております。

どの資料を非公開にするかについては、会長の判断によるものとされておりますが、非公開にする資料としましては、例えば、非公開の会議として行われる本審第2回の第1部「労使の参考人からの意見聴取」の際に参考人から提出いただいております「意見聴取書」ですとか、一部非公開つまり部分的に黒塗りする資料としましては、公開の会議での資料ではございますが、本日の資料No.2の意向表明の中の労働組合の印影部分や、第3回本審でご審議いただいております「特定最賃の改定の申出書」の申出人組合の同じように印影ハンコの部分、あと申出書の中に「労使協定の適用を受ける者、機関決定を行った労組名」等として記載されております個別の労働組合名、事業所名の部分などが考えられるかと思っております。

また、審議会の本審の運営規程と同様に専門部会に関しても、部会運営規程では同様の規程の書き方をされております。これにつきましても資料の非公開について触れられておりませんが、部会規程の改定につきましては部会の議決によって行うこととされておりますので、来年度の部会でご審議をお願いしたいと思います。

ただ、本審の運営規程、部会の運営規程のどちらにしましても、条文の改定は改めて意味を明確にするためだけのものでありますので、今回ホームページに掲載させていただくものとしては、本審の他、各専門部会につきましても対象とし、また、今年度の第1回のところに遡って掲載させていただきたいと考えております。

なお、部会の方での資料としましては、非公開にすべきものは特にないので

はないかと考えているところでございます。

この規程改定案を提出させていただきました理由は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

会長 若干私の方から補足をさせていただきます。お諮りしているのは、審議会運営規程の改定の件です。つまり第8条第2項の但書の一番最後の所に「及び会議の資料」という文言を挿入するという改定です。理由は、第8条第2項の本文に「議事録及び会議の資料は」と書いてある所と揃えるという意味であります。これが本日お諮りする点であります。もう1つは、会議の議事録及び資料の公開状況について室長から今報告がありました。ホームページの公開が必ずしも運営規程どおりにいっていなかったという状況を改善したいという報告というふうに理解出来たと思います。運営状況の細かい話につきましては、ここで全部決めるという話にはならないと思いますし、次年度の公益委員会で整理していただくことがいいのかなと思っています。

細かい運営については、次回の新しい公益委員会にこういう感じでやりたいという報告をしていただいて進めることにして、本日は運営規程の改定をお認めいただくということでよいですかね。つまり掲載を改善していくという方向についてはご報告いただいたということで、決めていただくのは改定について決めていただくということですよ。要するに運営をどうこうするという事までここで決めていただくということではないんですよ。

賃金室長 ホームページに掲載するという事につきましても、お認めいただければありがたいと考えています。

会長 そうですか。公開の方法としてホームページに掲載するという方法でやりたいということまでご了承いただきたいということですね。

賃金室長 はい。

会長 はい。ではまず、審議会運営規程の改定の件につきまして、皆さんからのご質問ご意見はありますでしょうか。

(質問等なし)

会長 ないようでしたら、事務局案のとおり審議会運営規程の改定を行うということによろしいでしょうか。

労側委員 異議なし

使側委員 異議なし

会 長 次に、この運営規程による公開の方法としては、山形労働局のホームページに掲載するという方法で行うということですが、この点についてご意見等ありますか。

コーエンズ<sup>3</sup>委員 今のお話ですと、今年度の議事録と会議資料について近日中にホームページに載せたいというお話でしょうか。とすると幾つか公開をしない方が良いものを挙げていらっしゃると思うんですけども、それについて現会長の山上先生とご相談しながら方向性を考えるということなんでしょうか。

賃金室長 具体的にご確認いただいと考えています。

コーエンズ<sup>3</sup>委員 わかりました。ありがとうございます。

会 長 他にいかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、審議会運営規程における議事録及び会議資料の公開につきましては、山形労働局のホームページを通じて行うということでご了承いただけたものとします。ありがとうございます。

会 長 事務局はこの議案についてはよろしいですか。

賃金室長 はい。ありがとうございます。

会 長 その他事務局から何かあればお願いします。

賃金室長 次年度の審議会委員について申し上げます。

現在、皆様には第5 1期委員としてご就任いただいております、任期は2年間で今月末までとなっております。

そして、第5 2期委員につきましては、8日に公示を締め切りまして現在手続中となっております。

皆様には2年間誠にご苦勞様いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様方の中には、引き続き次期においても再任となる委員の方もいらっしゃるかと思います。再任の委員の方々につきましては、第5 2期委員としてまた2年間よろしく願いいたします。

会 長 その他、皆さん何かございますか。

(質問等なし)

会 長

ないようですので、これをもちまして令和2年度山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となりました。

これまでの各委員の皆様方のご協力に感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。

ありがとうございました。